

賃労働論におけるマニファクチュア

清山, 卓郎

<https://doi.org/10.15017/2920515>

出版情報：経済論究. 8, pp.37-61, 1960-12-01. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



賃労働論におけるマニファクチュア

清 山 卓 郎

は し が き

- 第 1 節 絶対主義の賃金・労働政策とマニファクチュア
- 第 2 節 マニファクチュアにおける賃労働関係の現実過程
- 第 3 節 マニファクチュアにおける賃労働関係の展開構造

は し が き

マニファクチュアは、その技術の手工業的性格のゆえに、農村家内工業および都市手工業を深部から変革することができず、むしろ、その広汎な基礎の上に成立する。それは、社会的分業の発展とプロレタリアートの成立とをより大規模に促進しながらも、農業と工業の完全な分離を遂行しえず、プロレタリアートの徹底的な創出をなしえない。プロレタリアートの本格的な成立は産業革命をまたねばならなかつた。

しかしながら、マニファクチュアは、資本およびプロレタリアートの一応の成立を前提してはじめて存立しうるのであり、いうまでもなく産業資本の端緒形態として把握さるべき性質のものである。そこでは「マニユ」労働者は生産手段から分離されており、彼らと「マニユ」資本家との間にとり結ばれる関係は賃労働関係として理解されねばならない。さらに「マニユ」段階にあつては、小営業はマニファクチュアの付属物と化し、それとともに家内労働者は資本主義的家内労働者に転化するものであり、したがつて後者もまたマニファクチュアの賃労働関係のうちに包摂される。

マニファクチュアの技術的制約は「マニユ」特有の労働力編成と賃金・労働条件を不可避とするのであるが、周知のように、それらは総じて国家権力の賃金・労働政策によつて支えられる。このような意味において、マニファク

チュアの賃労働関係は、機械制大工業のもとで形成されるそれとは明確に区別されるのであり、前期的賃労働関係と規定して差支えないであろう。にもかかわらず、「マニユ」賃労働関係それ自体の展開構造は、「マニユ」賃労働関係の止揚と近代的賃労働関係への展望とを、うちにもつものでなければならぬ。本稿は、資本主義の発展が典型的であつたとされるイギリスに例を求めつつ、「マニユ」賃労働関係の特質とその展開構造とを明らかにしようとするものである。

第1節 絶対主義の賃金・労働政策とマニユファクチュア

ほぼ16世紀後半から18世紀60年代にいたる時期はイギリス資本主義発達史における「マニユ」時代として把握される。

周知のように、マニユファクチュアは、その資本としての系譜および性格、したがって資本蓄積の方法における差異に応じて、「特権マニユ」と「下からのマニユ」の2類型に大別される。前者は、前期的資本の生産過程把握という点に特質をもち、かならずしも主要な利潤源泉を生産過程に求めるものではない。そこでは、「マニユ」形態での生産過程への資本投下は、下からの資本主義発展の所産である小営業の「マニユ」展開への対応として、当初には問屋制前貸の維持・強化によつて、^(註1)後には絶対主義の初期独占＝特権的保護によつて、^(註2)前期的利潤——あるいは「初期」独占利潤——を抽出しえた限りにおいて意義をもつにすぎなかつた。「特権マニユ」の再生産構造のうちには、「マニユ」展開の帰結としてのマニユファクチュアの機械制工業への転化という産業資本展開の積極的な契機はみられない。この点に、その「下からのマニユ」との対立的な側面が決定的に示される。

かくて、「特権マニユ」における前期的利潤の確保・増大のためには、産業独占の強化とともに、「下からのマニユ」展開の封殺がなされねばならなかつた。それは絶対主義の工業政策として貫かれる。いわれるように、絶対主義の産業独占政策（＝工業政策）が保護貿易政策と結合しつつ先進大陸諸国からの新産業の導入・確立を目的とするものであり、^(註3)後進国イギリスの経済発展によつて積極的な意味をもちえたとしても、それが小営業のマニユファクチュアへ

の推転あるいは「下からのマニユ」展開がなされつつあつたような産業にも及ぶときには、初期独占は「下からの」資本主義の発展にとつて決定的な桎梏となる。したがつて、国内競争を禁止し、価格および生産量の統制を行なう絶対主義の産業独占政策は、小営業展開の帰結として[・][・][・]下からのマニユファクチュア資本の利害と本質的に対立するものであつた。

市民革命は、このようなマニユファクチュアの産業資本展開における「上からの途」と「下からの途」という全く性質が異なり利害相反する二つの途の衝突の所産であり、「特権マニユ」の存立基盤を払拭することによつて、「マニユ」展開におけるレッセ・フェア原理の貫徹とその勝利を示すものに^(註4)はかならなかつた。したがつて、イギリスにおける「マニユ」展開史研究の課題は、市民革命の時期に至る2類型のマニユファクチュアの展開構造における対立関係の析出にあり、なканずく「下からの途」の「上からの途」圧倒の必然性を示すことでなければならない。

にもかかわらず、「特権マニユ」は、それが資本の「マニユ」形態における生産過程定着を意味する限りにおいて、すなわちその産業資本的側面において、「下からのマニユ」と共通する。この共通点こそが相対立する2類型のマニユファクチュアの賃金・労働政策を一致せしめた理由に[・][・][・]はかならない。いうまでもなく、賃労働者に対する搾取と抑圧機構の構築はマニユファクチュアの存立と再生産の継続のためには重要にかつ不可避の前提条件であつた。このような意味において、「マニユ」賃労働関係の分析に際しては絶対主義の賃金・労働政策、およびその具体的発現としてのマニユファクチュアにおける賃金・労働条件——特に「特権マニユ」における——が分析の出発点におかれねばならない。

「マニユ」生産は、周知のように手工業的労働の分解・単純化による「分業にもとづく協業」として特徴づけられる。したがつてマニユファクチュアの成立は、工業における「小営業」段階にくらべて生産力の飛躍的發展をもたらすものであり、これにともない大量の「マニユ」労働力を必要とするものであつた。当時、すなわち「マニユ」成立の当初には、資本の原始蓄積の対極として^(註5)大量の「失業」労働力＝「無産貧民」の存在が認められるのであるが、彼らは

直ちに「資本制的失業者」として機能するものではなかつた。そのためには、彼らは資本主義の搾取と抑圧機構のなかに汲み込まれ陶冶されねばならなかつた。すなわち、「暴力的に土地を収奪され、放逐され、浮浪民にされた農村民は、奇怪兇暴な法律に鞭打たれ、烙印され、拷問されて、賃金労働の制度に必要な訓練を施され^(註6)」ねばならなかつたのである。かくして、これらの「環境の強制」によつて無産貧民と化したひとびとは、チューダー朝の全時代およびジェームス I 世の治下を通じて「血腥い立法」*Blutgesetzgebung* として知られる「初期救貧法」によつて、マニユファクチュアの新たな労働規律に対応すべく「心理的」および「技術的」初期性を克服しつつ、急速に賃労働者として陶冶されていつたのである。

このように当時の労働市場には賃労働者として創出され陶冶された労働力が不斷に供給されたのであり、ために労働市場における労働力の需給の均衡は大きく破壊された。結果は賃金のドラスチックな下落であつた。すなわち、賃金は、16世紀のはじめから市民革命に至るまで、当時の価格革命による物価騰貴と結節しつつ^(註7)、一貫した下落を示す。クチンスキーによつて当時の賃金の大きさつばな推移を表わした第 1 表はこの間の事情を如実に示している。たとえば、1603年から42年に至る40年間の農業労働者賃金の平均は1451～1500年のそののわずかに38%でしかない。それが労働力の圧倒的な供給過剰に起因するもので

第 1 表 小麦価格で測定された賃金の購買力の推移 (1351—1642)
(指数, 1451—1500=100)

期 間	農業労働者	指 物 師	大 工	左 官
1351—1400	54	83	70	85
1401—1450	84	107	90	94
1451—1500	100	100	100	100
1501—1550	84	86	80	78
1551—1602	59	58	56	53
1603—1642	38	32	30	31

資料) J. Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter in England von 1640 bis in die Gegenwart, Teil I., SS. 23, 49. より作成。

註) 本表は、ロジャースの資料にもとずき、ステツフエンが計算したものである。

あるだけに、賃金の下げ幅は相対的に高度の労働力支出を要求される熟練労働部門についてとくに大きかった。すなわち、農業労働に比して高度の熟練労働である指物師・大工および左官の賃金は同じ時期にはそれぞれかつての32.5%、29.6%、30.5%でしかなく、労働力の原始蓄積を契機とする賃金水準の下落が特に熟練賃金において著しかつたことが示される。

かくて、当時の労働者は年々悪化した状態で再生産されたのであり、それは資本の原始蓄積に対応する労働力の原始蓄積政策により支えられた。職人賃金は職人自らを辛うじて扶養しうるものにすぎなかつたし、農業賃金についてい(註8)えば、それが土地給付と共同用益権によつて補われた限りに(註9)おいて、農業日雇の生存は可能だつたのである。16世紀の賃金は文字通りの「生存賃金」＝飢餓賃金にすぎなかつた。このような農業における低賃金に基盤をおく低賃金構造の確立こそはマニユファクチュアの成立と再生産のための前提条件であつた。

マニユファクチュアは手工業的労働の分解・単純化による「分業にもとづく協業」の成立とともに出現し、工業における不熟練労働者層を新たに作り出した。しかし、依然として手工業が基礎であり、なかならず基軸工程は熟練労働に依存する。したがつて、「依然として手工業的熟練が正に生産過程の基礎」(註10)であり、マニユファクチュアはその生産過程のうちに自律的な労働者統轄機構をもちえない。それがぬえに「マニユ」労働者集団の抵抗は大きな意義をもつのであり、彼らの抵抗に直面したとき、マニユファクチュアは労働者統轄機構の脆弱性を激しく露呈しつつ、その再生産＝資本蓄積ははなはだしい困難に逢着せねばならなかつた。

マニユファクチュアの再生産を維持するためには、さらに「マニユ」労働者の団結を禁止するとともに、その賃金・労働条件が国家権力による直接的な規制のもとにおかれねばならなかつた。すなわち、国家権力の賃金・労働政策を媒介することによつて「マニユ」労働者の劣悪な賃金・労働条件は現実化するのである。それはチューダー絶対王政の賃金・労働政策において典型的に示される。1563年の徒弟条例がそれである。

まず、賃率引上げのための労働者の団結はエドワードVI世の1548、49年の条例および徒弟条例における共同謀議罪の適用によつて厳しく禁止された。つぎ

に労働時間については、夏季は朝5時から夕方7～8時まで、冬季は夜明けから夜まで、そのうち休憩時間は夏季2時間半、冬季2時間という、労働時間の最低限が画一的に規定されている。徒弟条例がこのように最低労働時間を画一的に規定することにより、労働時間延長法としての側面を有したことについてはすでに多く指摘されている。

さらに、「マニユ」賃金の低水準への固定は徒弟条令が何よりも目的としたところであつた。賃金は各州・各都市の治安判事の裁定により各州・各都市毎に各職種の最高賃率を規定された。徒弟条例による賃金裁定は、全国的労働市場＝統一賃率の未成立を反映しつつ、州または都市単位で実施されたのであるが、その実施の初発においてすでに「封建賃金」における労働者の「生活保障原則」を放擲していた。賃金が飢餓賃金であるときエンゲル係数を算出することそれ自体すでに無意味であるが、にもかかわらず、第2表は徒弟条例による裁定賃金が飢餓賃金であり、それとともに生活保障原則が放棄されたことを明示している。

かくして、徒弟条例の目的は、「マニユ」賃金における飢餓賃金を政策的に貫徹せしめることにより、マニユファクチュアの再生産条件を機構的に確立することにあつた。しかも、そのためには生活保障原則は放棄されてかえりみられなかつた。このように、エリザベス救貧法と徒弟条例とは車の両輪であつた。すなわち、囲込みによつて創出された大量の無産貧民は、まず労働力の本源的蓄積政策としての初期救貧法によつて心理的および技術的初期性を克服せしめられつつ労働市場に登場したのであり、ついで徒弟条例によつて劣悪な賃金水準と労働条件でもつて、生成しつつあるマニユファクチュアのうちに定着・固定せしめられたのであつた。後者は、「マニユ」労働者の「組織された不満を示すあらゆる表現または行為を鎮圧し、彼がその自然権 **Natural Rights** ^(註12) について考えたとき、彼にたいする処罰を加重することに従事してきた」と指摘されるように、賃金・労働条件の改善を目的とする「マニユ」労働者の団結禁止規定によつて強く支えられるものであつたことについてはいうまでもない。

すでにみたように、賃金裁定は「マニユ」賃金を飢餓賃金水準に固定するこ

第2表 賃金裁定における賃金と食糧価格

裁定年次	適用地域	規制方式	職人年賃金* £ s. d.	農業日雇年賃金* £ s. d.	家族年間** 必要穀価 £ s. d.	エンゲル係数 (%)	
						職人	農業日雇
1495	全 国	最低賃率規定	7 10 0	5 0 0	1 9 11¾	19.9	29.9
1533	〃	〃	10 0 0	5 0 0	2 15 3¾	27.6	55.3
1564	ル ト ラ ン ド	最高賃率規定	10 12 6	8 15 0	7 1 5¼	66.5	80.8
1593	イースト・ライディング	〃	9 7 6	6 5 0	*** 7 10 8	80.3	120.5
〃	チ エ ス タ ー 市	〃	7 10 0	5 0 0			
1597	〃	〃	5~10~0 ~ 4 10 0	3 10 0	*** 19 5 0	427.7~330.0	550.0
1610	ル ト ラ ン ド	〃	11 5 0	8 2 0	*** 12 13 9	112.7	156.1
1651	エ セ ツ ク ス	〃	19 7 6	17 10 0	17 9 9 ~15 17 9	90.2~82.0	99.9~90.7
1661	〃	〃		17 10 0			
1682	サ フ オ ク	〃	21 5 0	15 0 0	15 7 0	72.3	102.3
1684	ウ オ リ ク	〃	15 0 0	10 0 0	14 12 6	97.5	146.2
1725	ラ ン カ シ ャ ー	〃	(最高) 15 0 0	(普通) 12 10 0	15 18 3	106.1	127.3

資料) J. E. T. Rogers, Six Centuries of Work and Wages, pp. 388~398. より作成。

註) * 年労働日は50労働週(週労働日は6日)として計算した。農業日雇賃金については、冬季賃金の低さと農繁期賃金の高さとが相殺されるものとした。

** 年間必要量は小麦3クォーター、麦芽3クォーター、オートミール2クォーターとした。

*** 一部推定を含む。

とを基本的な目的とするものであつた。それとともに、賃金裁定における裁定賃金は、地域的に形成しつつあつた統一的平均賃率 **uniform average rate of wages** を反映しつつ、労働市場における労働力の需給関係によつても影響をうけざるをえなかつたということをもう一つの重要な特徴としている。賃率における格差は、職種間についてはいうまでもなく、夏季および冬季賃金の区別、農繁賃金の規定などについてみられる。ところで、マニユファクチュアの成立は、一方では、手工業的活動の種々の部分作業への分解とともに、単純な諸作業を労働者の専属機能として固定するに至り、大規模な不熟練労働者層の形成をもたらすとともに、他方では、基軸工程における熟練労働の残存をとまなうものであつた。その当然の帰結として、賃金格差はマニユファクチュア内部に持ち込まれざるをえない。その結果、「マニユ」賃金を特徴づける飢餓賃金と格差賃金とのあいだの矛盾があらゆる機会に表面化せざるをえなかつた。

マニユファクチュアは、「マニユ」展開の進展とともに、その産業資本としての性格、産業内部における生産過程の特質（熟練の分解と残存における産業間格差）、あるいはまた経済構造の地域差などによつて影響される。このことは、徒弟条例の利用を拒否するものではないが、その画一的な利用を極めて困難なものとする。マニユファクチュアにおける労働者抑圧の発現形態は地域・産業に応じて異ならざるをえない。かくして、マニユファクチュアにおける賃金・労働条件の考察がつぎの課題となる。

註1) 毛織物工業における「都市織元」＝「問屋制マニユ」の経営様式、およびその対応形態の発展については、大塚久雄、「近代欧州経済史序説」上の2、改訂版 pp. 281—404. 参照。Cf., E. Lipson, *The History of the Woolen and Worsted Industries*, pp. 36—71

註2) 初期独占については、たとえば、Cf., H. Levy, *Monopolies, Cartels and Trusts in British Industry*, pp. 3—72. Cf., G. Unwin, *Industrial Organization in the 16th and 17th Centuries*, Ch. 4—7.

註3) Cf., J. U. Nef, *The Process of Technology and the Growth of Large Scale Industry in Great Britain, 1540—1640*, *Eco. H. R.*, Vol. 5., No. 1.

註4) Cf., H. Revy, *ibid.*, pp. 60—72.

- 註5) Vgl., J. Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter in England von 1640 bis in die Gegenwart, Teil I., S. 45.
- 註6) マルクス, 「資本論」岩波文庫版, 4分冊 p. 308.
- 註7) 価格革命による物価騰貴, とくに農産物価格のそれについては, Cf., E. Kerridge, The Movement of Rent, 1540—1640, Eco. H. R., 2nd Ser., Vol. 6., No. 1.
- 註8) このような慣習はかなり広汎に存在していた。政策としても, たとえばエリザベス政府は農民保有地 *peasant holdings* の創出を奨励し, 小屋住農に土地4エーカーを割当てることを勧めている。Cf., J. E. T. Rogers, Six Centuries of Work and Wages, p. 349.
- 工業賃金においても, 北部毛織物工業地帯にみられるように賃金と小土地保有との関係はかならずしも失われていない。(大塚久雄, 「綜劃運動と農村工業」〔小野武夫博士還暦記念論文集, 「西洋農業経済史研究」所収〕参照。)
- 註9) Cf., J. E. T. Rogers, *ibid.*, pp. 353—5.
- 註10) マルクス, 「資本論」3分冊, p. 52.
- 註11) 賃金なる範疇は資本範疇の成立とともに成立するのであり, 封建社会において賃金範疇が存在しないことはいうまでもない。ここでは, 封建社会における労働者の労働力支出にたいする対価の支払という意味で用いたにすぎない。
- 註12) J. E. T. Rogers, *ibid.*, p. 396.

第2節 マニファクチュアにおける賃労働関係の現実過程

イギリス炭鉱労働者はエリザベス女王即位後ほぼ1世紀半の産物であり, それ以前には石炭採掘は農民の副業として営まれたにすぎなかつた。^(註1)16世紀後半以降における石炭需要の急速な増大は同時に「マニユ」形態による採炭を一般化したのであり, 主業として形成された炭鉱労働者は当初から賃労働者として現われた。すなわち, ネフ教授によれば, 「1~2.5万トンを出炭し, 時には数百人を雇用する炭坑は1640年以前にイギリス北部, スコットランドおよびミッドランドにおいてすら一般的になつた」^(註2)といわれ, イギリス炭鉱労働者は17

世紀末には総数1.5～1.8万人に達し、その半数は100人以上規模炭鉱で働いていたといわれる。^(註3)

このように、イギリス炭鉱業におけるマニユファクチュアはいわゆる「大規模マニユ」として存在し、その事業場当り平均労働者数は他産業および大陸諸国炭鉱業のそれを大きく凌駕していた。^(註4)しかしながら、直接生産点における炭鉱労働は先山と後山編成であり、それは「協業体形を基礎とする分業の龐大な集大成、有機的マニユ」の域にとどまるものであつた。^(註5)したがつて、採炭作業は炭鉱労働者の裸手労働によつて遂行されたのであり、出炭の増大はもつぱら労働者の増加に依拠するものであつた。

このため、炭鉱労働者にたいする労働需要は16世紀後半以降急増するのであるが、^(註6)それは治安判事の援助のもとに各地を浮浪している無産貧民の強制徴募によつて充足された。しかも、その移動範囲は極めて広範囲に及んでいたものであり、それは炭鉱地帯における炭鉱夫および石炭運搬夫の住居集落の広汎な存在によつて証明される。たとえば、北部炭鉱夫の主要な給源はテインデールおよびリデスデールの辺境諸州とスコットランドであつた。^(註7)かく徴募された労働者は雇用契約により終身拘束を義務づけられたのであり、違反者は罰せられた。すなわち「前借金」による「年季契約制度」 **annual bond** がそれである。当時、炭鉱労働者の炭鉱間の労働移動は頻繁であり、北部炭鉱においては勤続10年以上の労働者は稀であつたといわれるけれども、移動の自由は労働者の側にはなかつた。かくして、炭鉱賃労働における劣悪な賃金・労働条件は封鎖的労働市場の構築を基礎として実現される。このことは、炭田が孤立し、しかもすぐれて「特権マニユ」として展開した北部炭鉱業において著しい。^(註8)北部では、炭鉱労働者は他産業の労働市場から完全に締め出されていた。

つぎに賃金については、第3表にみられるように賃金額は時と所によつてそれぞれ異なるが、大規模炭鉱に共通してみられるのは直接生産点における出来高賃金制の採用であつた。^(註9)すなわち、大規模炭鉱では、労働過程における労働者統轄の困難はすでに17世紀に採炭夫および掘進夫にたいする出来高形態による賃金支払を一般化させたのであり、それは **oncostman** にたいする日賃金支払と組合わされていた。

第3表 採炭夫賃金に関する資料

年次	炭坑または地域	賃金形態	日賃金額 (d.)
1461	南ダーラム	日賃金	5
1526	ノッティンガムシャー, ウーレートン	出来高賃金	4~13
1583	スタッフォードシャー, ベアデザート(小炭坑)	日賃金	(標準) 6
1600	ランカシャー, ウーズリー (〃)	〃	6~8
1610	サマセット, クラットン (〃)	〃	(最高) 8
18世紀初葉	ノーサumberland, ガスリック	不明	7½
〃	〃、グリツフ	〃	18
〃	ウエア溪谷	出来高賃金	10~12

資料) J. U. Nef, The Rise of British Coal Industry, p. 181. より作成。

炭鉱賃金における格差は地域的にその度合を異にするのであるが、たとえばサマセットのクラットンでは主として年少労働であつた運搬夫の週賃金は1610年には1s. 6d.であり、採炭夫の半分以下であつた。これにたいし、18世紀初葉ウエア溪谷では成年男子労働として遂行された運搬夫日賃金は10~11d.で採炭夫のそれと確たる差を生み出してはいない。^(註10)一般的にいえば、炭鉱賃金における格差の有無は、炭鉱資本の性格と密接な関係をもっている。すなわち、すぐれて「特権マニユ」として展開した北部炭鉱業においては、資本は前述のとき封鎖的労働市場の構築に成功し、ために炭鉱賃金は飢餓賃金として低水準に固定せられ、したがつて労働の質にたいする評価の未成熟を反映して格差はほとんど生じなかつた。他方、他産業とくに毛織物工業における「下からのマニユ」展開と結節しつつ、自らも「下からのマニユ」として展開したミッドランド炭鉱業においては、格差賃金の成熟がみられるのであるがこの点については後述する。

さらに、「マニユ」賃金特有の現物賃金制と賃金控除とが存在した。タイン炭田炭鉱資本はすでに「内乱」以前に炭鉱労働者にたいする食料供給を独占していたし、1662年には食料およびその他の商品を市場価格以上で購入するよう強制しているとの坑夫による非難が記録されている。すなわち、「トラツク・システムは石炭鉱業においては古い起原をもち、19世紀初葉にミッドランド炭鉱地帯で一般的になる100年以上も前にイギリス北部の慣行であつた。^(註11)」さらに、坑夫はツルハシなどの工具を自己負担しなければならなかつたし、ボタの

混入や量目の不足を理由に賃金をカットされた。そのほか、旧来の慣習として17世紀になお存在していた住居・食料・飲料・燃料などの現物給付は減少傾向を示していたし、年季ボーナス *annual bonuses* を主な内容とする割増金も賃金カットを考慮すれば大した額にはならなかった。^(註12)

労働時間についての詳細は不明であるが、たとえば1603年ペムブロークシャーでは朝6時から夕方6時までのうち、昼食時間1時間を差し引いた残りが実労働時間であつた。^(註13)最後に、炭鉱賃労働未確立の指標として就労日の小ささがあげられねばならない。1550年から1700年にかけて、炭鉱夫の年間就労日数は1年の半分以下であつたのであり、たとえば1583年ベアデザートでは最高196日、平均140日以下であつた。このように顕著な過少就労にもかかわらず、北部では坑夫およびその家族は副業の機会に恵まれなかつた。17世紀に入るとともに不況の年には深刻な失業問題を惹起したのであるが、対策は何ら講じられず、炭鉱労働者は不況期にはいつそうの飢餓状態に陥つた。^(註14)炭鉱労働におけるこのように劣悪な労働条件は坑内労働という特質とあいまって災害率および疾病率を高からしめたのであり、炭鉱労働者の死亡率の著しい高さという結果をもたらしたことについてはいうまでもない。

以上にみたように、石炭鉱業では大規模マニユファクチュアの成立にもかかわらず、坑内労働は「採炭作業における熟練労働(先山)と不熟練労働(後山)との単純協業」に停滞しており、^(註16)監督上の困難と相まって、資本の直接生産点掌握は不十分なものであつた。ここに採炭夫(熟練労働者)の抵抗はかなりの意義をもちえたのであり、それは炭鉱業における雇用規模の大きさによって加重された。事実、炭鉱労働運動は、一方では、作業日数の増加と規則化を、他方では、労働の質および強度を正当に織込んだ出来高賃率の確保を追求しつつ展開されたのであるが、それは市民革命以降のことであつた。

註1) Cf., J. U. Nef, *The Rise of British Coal Industry*, Vol. 2., p. 135.

註2) J. U. Nef, *The Process of Technology*, pp. 10—11.

註3) Cf., J. U. Nef, *British Coal Industry*, Vol. 2., pp. 135—45.

註4) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., p. 140.

註5) 正田誠一、「中小炭鉱問題の本質」(九大経済学部30周年記念論文集所収)

P. 688.

- 註6) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., pp. 135—45.
註7) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., pp. 145—50.
註8) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., pp. 151—66.
註9) 深さ10ファソム以下の小規模炭鉱では、労働者は日賃金または週賃金で雇われた。
註10) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., pp. 189—90.
註11) J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., p. 188.
註12) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., pp. 185—89.
註13) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., p. 187.
註14) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., pp. 183—85.
註15) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., pp. 168—73.
註16) 吉村朔夫, 「石炭鉱業における社会政策の形成」九大産労研所報 No. 10., p. 18.

二

マニユファクチュア期におけるイギリス毛織物工業は「産業の基軸」として諸産業のなかで圧倒的に重要な地位を占めたのであり、イギリス工業における発展の中心が毛織物工業にあつたことについてはつとによく知られている。

毛織物工業においては、すでにマニユファクチュアの成立より早く、紡毛・梳毛・織布・染色・仕上などの諸工程は労働者の専属機能として固定されていた。しかし、労働手段（紡機・織機）の共同利用の困難という特質に規定されて、単一作業場への毛織物工の集中——とくに紡毛工および織布工について——は極めて困難であつた。したがつて、すぐれて「下からのマニユ」展開をとげたヨークシャー西部農村毛織物工業地帯においてさへも、毛織物マニユファクチュアは「分散マニユ」形態をとつたのであり、紡毛工の大多数と織布工の半数は「マニユ」資本の間屋制下請下に編成＝組織されていた。

すなわち、大塚久雄教授は、1588年の一農村織元経営における労働力配分の資料によりつつ、「当時ヨークシャー西部の農村工業地帯、とくにリーズ附近では、少なくとも60人の労働者によるマニユ経営がすでに人々の経験的知識と

なりうる程度にまで成長していたことがわかる。そして、その60人の労働者のうち、紡毛工程の大部分と織布工程の半ばが問屋制下請の姿をとつていたとして、ほぼ20—30人の労働者を擁する職場が経営の中心に存在した^(註1)」（第4表参照）と指摘されている。さらに続けて、教授は「標準的な『職場主』織元の経営規模について、それを一応 2, 30人を雇用する程度のマニユファクチュア^(註2)」と規定される。

第4表 農村織元経営における労働力配分に関する一資料

(1588年、リーズの一織元の証言)

ノーザン・ダズンを週に4反製造する場合の労働者比率 [*]	
選毛・除塵および染毛	12
紡糸および刷毛	30
織布および仕上	12
(うち仕上工4人 ?)	
雑役・運搬	6
合 計	60
カージーを週に10反製造する場合の労働者比率 ^{**}	
選毛および除塵	6
紡糸および刷毛	40
織 布	8
仕 上	6
(うち2人は補助労働)	
合 計	60

資料) 大塚久雄, 「マニユファクチュアの歴史的形態」, p. 278

註) * 長さ12ヤード, 幅1¾ヤードの広幅毛織物。

** 長さ18ヤード, 幅1ヤードの小幅毛織物で白地のまま売られた。

したがって、毛織物「マニユ」は家内工業をその「外業部」として広汎に利用しえたのであり、固定費を節約しえたばかりか、家内労働者相互の競争意識を出来高賃金と結節せしめることによつて、家内労働者を劣悪な労働条件の下に固定することに成功したのであつた。このような事情は毛織物工全般の賃金・労働条件に反映せざるをえなかつたのであり、家内工業の諸弊害として一般に指摘されているものが毛織物工業における賃金・労働条件を特徴づけることになる。劣悪な賃金水準（これに付随する賃金控除と現物賃金）、長時間労働および雇用の不安定性がそれである。

以下、ヨークシャー西部における毛織物工の賃金・労働条件についてみてゆこう。まず織布工について。ウエスト・ライディングにおける「『非常に熟練の』織布工または縮絨工の収入は、熟練坑夫および比較的高級の農業年雇より低く、かつ牧草または穀物刈取人以下ですらあつた」と指摘されるように、織布工の賃金水準は相対的にも低い水準にあつた。日賃金に換算した織布工賃金は、16世紀80年代以後、カージー織工 5 d., ダズン織工 7 d. 以下であり、17世紀には一般に 7 d. 以下であつた。^(註3)^(註4)

織布工賃金は一般に出来高形態をとつたのであるが、たとえば1588年ウエスト・ライディングにおける反当り賃率はカージー織 1 s. 8 d. ダズン織 3 s. 4 d. であつた。標準作業量は、前者では織布工 1 人で週に 1.5 反織るのが普通であり、後者については織機 1 台につき織布工 2 人を必要とし、ともに熟練織布工であつた場合にのみ週に 2.5 反織りえたといわれる。^(註5) ダズン織については、それが織布工の家庭内で遂行された場合には、彼は補助労働者として職人を雇用し、その所得の $\frac{1}{3}$ と若干の現物賃金を支払うのが原則であつたとされている。^(註6) これから逆算すると、ダズン織における親方織布工の日賃金は 8 d., 職人織布工は 5 d. と推定される。

労働時間は14～15時間に及ぶ長時間労働が一般的であり、18世紀には15～16時間に達した場合も少なくなかつたといわれる。^(註7) さらに雇用期間については、徒弟条例により契約期間 1 年と規定されており、毛織物工は同一雇主への 1 年の拘束を義務づけられていた。ところで、「マニユ」期を一貫して不況期には織布工の失業がみられ、チューダーおよび初期スチュアート朝の解雇禁止の法令も実効をもたなかつた。^(註8) したがつて、徒弟条例における契約期間 1 年という規定はここでも、もつぱら雇主の権利として、不完全就業と共存していた。

つぎに、紡毛工程は軽労働＝不熟練労働であり婦人・児童労働によつて一般に遂行された。紡毛工は全国の農村地帯に拡散しており、紡毛工業は言葉の厳密な意味において「家内工業」 cottage industry であつた。したがつて、賃金は出来高形態をとるのであるが、たとえばウエスト・ライディングにおけるストーン当り賃率は1588年以後はほぼ 1 世紀にわたり 1 s. 8 d., 2 s. 6 d., または 2 s. 8 d. の 3 段階に分れていてた。これを日賃金に換算すると、わずかに 1.5

(註9)

d., 2 d. および 4 d. でしかない。紡毛工賃金はまさに生計補充的低賃金であつた。このことは、それが賃金裁定の対象たりえなかつたことから容易に推定される。かかる低賃金は長時間労働と共存していたのであり、紡毛労働は17～18世紀を通じてまさに「苦汗労働」**Sweating Labour** であつた。さらに、紡毛工の劣悪な賃金が「マニユ」賃金特有の、たとえば「カケ目のゴマカシ」による賃金カットなどによつて引下げられたことはいふまでもない。^(註10)

もつばら織元の作業場で労働した染色工・縮絨工・糊付工・剪毛工などの仕上工にたいしては、労働の性質からみても、時間賃率は別に問題を含まず実施されたように思われる。^(註11)しかし、ここでもマニユファクチュア特有のトラツク・システムおよび賃金遅払がみられた。前者については、法外な価格での現物給付（食料、その他の商品）、高い家賃および特定店舗での生活必需品購入の強制などがあげられるし、後者については、約束手形による賃金支払がみられ、労働者はその割引にともなう損失を避けえなかつた。^(註12)

以上にみたように、毛織物工業における労働力編制のうちには、農村地帯の不熟練労働力（婦人・少年）が紡毛工程を中心に大量に組入れられていた。他方、毛織物生産における熟練の強力な残存は、分業の著しい展開と結びついて、労働力の等級制＝賃金格差を発展せしめた。たとえば、17世紀ウエスト・ライディングでは、(一)仕上工およびダズン織工（日賃金 8 d.）——(二)カージー織工——(三)ダズン織補助職人——(四)成年婦人紡毛工（日賃金 4 d.）——(五)未成年紡毛工（日賃金 2—3 d.）という職種間賃金序列が成立していた。しかし、かかる職種間賃金序列の成立にもかかわらず、毛織物工業における賃金・労働条件は、それが農村不熟練労働者の生計補充的低賃金に直接的な基礎をおくものであつた限り、「飢餓賃金」の域を脱しえなかつた。毛織物工業における職種間賃金序列の成立は労働の質と量に対する社会的評価の確立を指標するものではなかつたのである。

このことは毛織物工賃金の地位を相対的に低いものにした理由でもあつた。たとえば、1647年ウエスト・ライディングの賃金裁定では、裁定日賃金額は熟練織布工 8 d. にたいし採炭夫 10 d. であつた。しかし、毛織物労働者が労働の質と量とを正当に織込んだ出来高賃率を追求するに至るや、賃金規制＝「飢餓賃

金」と出来高賃金との矛盾は早晚表面化せざるをえない。それはまた徒弟条例による賃金規制方式との衝突でもあつた。たとえば前記ウエスト・ライディングについてみても、1647年裁定における織布工賃金の裁定額は出来高賃金の日賃金換算額よりも高く、裁定がまだ実効をもちえたことを示すが、1671年裁定では繊維条項は消滅してしまつて^(註13)いる。しかし、賃金規制方式廃棄のためには、市民革命以降におけるマニユファクチュア労働運動の大規模な展開を必要としたのであつた。

註1) 大塚久雄, 「マニユファクチュアの歴史的形態」経済研究 Vol. 7, No. 4, pp. 278—79.

註2) 大塚久雄, 「近代欧州経済史序説」上の2, p308.

註3) H. Heaton, The Assessment of Wages in the West Riding of Yorkshire in the 17th and 18th Centuries, Eco. Journal, Vol. 24, pp. 226—27

註4) Cf., H. Heaton, *ibid.*, p. 234.

註5) Cf., H. Heaton, *ibid.*, p. 234.

註6) Cf., E. Lipson, *ibid.*, p. 61.

註7) Cf., E. Lipson, *ibid.*, pp. 61, 68.

註8) Cf., E. Lipson, *ibid.*, pp. 108—11.

註9) Cf., H. Heaton, *ibid.*, pp. 234—35.

註10) Cf., E. Lipson, *ibid.*, pp. 62—66. H. Heaton, *ibid.*, pp. 234—35.

註11) Cf., H. Heaton, *ibid.*, p. 227.

註12) Cf., E. Lipson, *ibid.*, pp. 107—8.

註13) Cf., H. Heaton, *ibid.*, pp. 227—29.

第3節 マニユファクチュアにおける賃労働関係の展開構造

以上にみたように、マニユファクチュアにおける賃金・労働条件は絶対主義の賃金・労働政策に基礎をおきつつ展開したのであつた。いうまでもなく、マニユファクチュア労働者にたいする搾取と抑圧の発現形態は地域・産業によって異なるものであつたが、その賃金・労働条件は総じて飢餓賃金・長時間労働

・不完全就業・労働者緊縛によつて特徴づけられるものであつた。

同時に、マニユファクチュアにおける分業の展開は、一方では、単純な諸作業を労働者の専属機能として固定しつつ、大規模な不熟練労働者層の形成をもたらすとともに、他方では、「マニユ」生産の基軸工程は依然として熟練労働への依存を余儀なくされるものであつた。したがつて、マニユファクチュアの下では、労働者はその主要な特性——強度・熟練・精神的注意力——に応じて編成され、それとともに労働力の等級制が発展する。この結果、マニユファクチュア内部における賃金序列が形成される。それは、産業内部における職種間格差にとどまるものではなく、産業間のそれをも含むものであつた。たとえば、地域的限界をもちながらも、横断的労働市場の成立が早かつたウエスト・ライディングでは、1647年の裁定には(一)熟練手工業(親方→職人→徒弟)——^(註1) (二)炭鉱夫——(三)毛織物工という賃金序列がみられた。

さきに触れたように、「マニユ」賃金は賃金形態における出来高賃金と密接に結合していた。すなわち、基軸工程＝熟練労働部門における統轄の困難は出来高賃金制の採用により補強され回避された。出来高賃金制の採用は賃金形態そのものによる労働の質および強度の規制を可能なものにする。それは、一方では、強度の標準度を高め、労働日の延長を賃金形態そのものによつて実現するとともに、他方では、単位賃率の切下げおよび賃金カットと結びつくことにより、「マニユ」賃金のいつそうの劣悪化をもたらした。とくに炭鉱業では、単位切賃率の成立は「すぐれて採掘の自然条件に支配される稼行量に結節されることによつて、賃金の扶養的性格を手ひどく剝奪^(註2)」したのであつた。

出来高賃金はこのように賃金水準そのものを低下させる作用をもつのであるが、それは個別賃金を平均以上に高めることと矛盾するものではなく、むしろその実現によつて賃金水準を引下げてゆく。このような意味において、賃金裁定制度は「マニユ」資本にとつても次第に桎梏と化してゆくのであり、たとえば1647年ウエスト・ライディングにおいて、出来高賃金の日賃金換算として裁定されていた織布工賃金は1671年裁定では他の毛織物工賃金とともに裁定の対象から除外されている。これにたいし、労働市場把握が極めて強固であつた北部炭鉱業では、賃金裁定は当初から適用されなかつた。なお、出来高賃金の採

用が労働の質と強度の正当な評価を意味するものでなかつたことについてはすでに触れた。

市民革命は、絶対主義の産業独占政策を廃棄することによつて、産業資本展開におけるレッセ・フェア原理の確立を表示するものであつた。市民革命以後、「マニユ」生産力の発展は顕著であり、作業場規模の拡大は特に旧工業において——たとえばヨークシャー毛織物工業——著しかつた。^(註3)市民革命を契機として、マニユファクチュアの賃労働関係はイギリス社会における基本的な対立関係となつた。とはいえ、徒弟条例および初期救貧法の存続にみられるように、産業資本展開におけるレッセ・フェアは直ちに賃労働関係規制原理におけるレッセ・フェアを意味するものではなかつた。絶対主義の賃金・労働政策は市民革命以後も積極的に推進されたのであり、この限りマニユファクチュアの賃労働関係は展望を欠いている。^(註4)

とはいえ、マニユファクチュアにおける自律的な労働力統轄機構の欠如は、熟練労働の強力な残存と相まつて、熟練労働者を中心とする「マニユ」労働者の抵抗—組織要因の展開を許すのであり、この結果、「マニユ」労働者の側から下からのレッセ・フェアへの接近が市民革命以後においてみられることになつた。

註1) Cf., H. Heaton, *ibid.*, pp. 221—28.

註2) 吉村朔夫, 前掲論文 p. 21.

註3) 「リーズやハリファックス地方の手工業者と並んで (とにかく18世紀には), 一つの仕事場に1ダースまたはそれ以上の織機を集めていた『マニユ』織元がいたし, また, デフオーの述べている例では一つの屋根の下に梳毛, 紡毛, 織布, 仕上げ等の工程が統合されていた。」(M. Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, p. 149. 邦訳 I, p. 211)

註4) 戸坂嵐子, 「16, 7世紀イギリスにおける賃金規制の特質について」社会政策学会年報No. 4., pp. 146—47. 参照。

二

市民革命以後、熟練労働者を中心とする「マニユ」労働者の組織化と斗争は

急速に発展したのであり、斗争は17世紀後半以後デモ、スト、議会への請願、暴動などのあらゆる形態をとつて激発した。「マニユ」労働運動は、総じて、一方では、賃労働専業化および労働の質・強度を正当に織込んだ出来高賃率の確保を追求しつつ、他方では、不熟練労働——特に婦人・児童労働——の導入阻止を目的として展開された。以下、その態様をみてゆこう。

まず第一に、賃金について。毛織物工業においては、「1688年の革命は……
(註1)
直ちに労働組合運動の勃発をともしつた」と述べられるように、織布工・梳毛工・仕上工の職種別組織が17世紀末から18世紀にかけて地域的規模で急速に発展した。それらは、病人救済のための共済団体であることを表面上の目的としたのであるが、事實は、賃金および労働条件——主として徒弟規定の維持——の維持・改善を基本的な目的とするものであつた。熟練毛織物工の斗争は、毛織物「マニユ」の強力な抵抗に直面したとき、しばしば暴動をともしつつ展開したのであり、この所産として、団体交渉による賃金・労働条件の決定方式が一般化してゆく。かかる下からの発展の反映として、毛織物工業における賃金裁定は1756年に法的に廃止され、それ以後、団体交渉による決定方式に委ねられるに至つた。
(註2)
この結果、毛織物工の賃金は18世紀にはかなりの上昇をみたようであり、たとえば1770年ヨークシャーにおける織布工の週賃金は7～9 s.
(註3)
に上昇した。これに牽引されつつ、紡毛工日賃金も婦人4～6 d., 児童2～4 d. に上昇した。
(註4)

北部炭鉱業においても、炭鉱労働者の組織と団結は市民革命以後具体化した。1662年には、ダーラムおよびノーサンプーランド炭田の「少なくとも2千人以上の坑夫の署名の下に」炭鉱主および鉱夫頭の虐待にたいする抗議が国王に提出されており、記録には残されていないが、「ある組織形態が鉱夫間に存在したにちがいないと思われる。」
(註5)
その他、ニューキャッスルの舟夫群 *keelmen* が、賃上げと共済資金の設定を要求して、デモ、ストおよび暴動をともしつつ、1654年以後数回にわたつて斗争したことが記されている。この斗争は、1710年のストライキにおいて頂点に達し、軍隊の出動によつて鎮圧されたのであるが、このとき舟夫群にたいする炭鉱夫の援助があつたといわれる。
(註6)
18世紀にも炭鉱夫の「騒擾」は頻発したのであるが、記録に残されている

のは「穀物騒動」 **Corn riots** である。それは、凶作の年であつた「1709, 27~28, 40, 56~57年と断続的に勃発し、賃労働者のあらゆる階層が……参加したが、その主体は終始、炭坑夫群に存していたといわれる。」^(註7)

このような炭鉱労働者の斗争にもかかわらず、鉱夫賃金は、出炭量増加のテンポがにぶり、新規労働力に対する需要が停滞した17世紀後半以降、むしろ停滞傾向を示す。かえつて1575—1625年には「特権マニユ」展開——炭鉱夫需要の増大を反映して、賃金は一貫して上昇している。しかし、これとて物価水準の上昇に遅れて生じたものであり、実質賃金の上昇を表示するものではなかつた。^(註8)かくして、タイン・ウエア地域における炭鉱夫組織の斗争は「炭鉱賃労働の確立」を目的としたけれども、炭鉱資本は、前借金による「年季契約制度」を強化しつつ、依然として封鎖的労働市場を維持しつつけた。そこでの、炭鉱夫組織の斗争は、「坑夫社会の飲食費中心の限界的な生計費構造に対応する」ものであり、「トラック・システムを一段と強固ならしめ」たにすぎなかつた。^(註9)さきに指摘したように、北部炭田では、18世紀初葉に至つても熟練と不熟練とのあいだには確たる賃金格差すら生じえなかつた。

これにたいし、下からの資本主義の発展と軌を一にして展開したミッドランド炭鉱業では、事情を異にする。そこでは、炭鉱賃金は市民革命に至るまで大幅な騰貴を阻止されていたのであるが、賃金格差は横断的労働市場の成立を反映して早くからみられた。たとえば、ウエスト・ライディングの賃金裁定における炭鉱夫日賃金は、1647年採炭夫10 d., 運搬夫6 d., 1671年採炭夫1 s., 運搬夫6 d., 1684年運搬夫8 d., 1695年運搬夫10 d.であつた。^(註11)しかも、このような炭鉱賃金における職種間序列の成立が産業間のそれに包摂されるものであつたことから知られるように、ミッドランドの炭鉱労働者は、北部とは異なつて副業の機会多く、過小就労による所得低下を阻止することができた。

したがつて、ミッドランド炭鉱業においては、市民革命以後における下からの賃労働関係近代化の展開と軌を一にして、就労日数の延長・正常化により賃労働專業化を実現するとともに、賃金の大幅な上昇がみられた。たとえば、採炭夫日賃金は1647年裁定10 d. から1770年には1 s. 6 d. へと上昇している。^(註12)このように、横断的労働市場の成立がみられたミッドランド炭鉱地帯においては、

飢餓賃金の解体が展望されるに至る。これにたいし、炭鉱資本はわずかに不熟練労働＝「後山坑夫の犠牲における請負賃金・親方賃金」制度としてのバツティ・システムを示向することによつてわずかに対応形態を打ち出しえたにとどまつた。

つぎに、不熟練労働の導入について。マニユファクチュアにおける分業の展開とともに、単純な諸作業は労働者の専属機能として固定されるのであり、「マニユ」期においてすでに大規模な不熟練労働者層が形成される。すでに述べたように、毛織物工業における紡毛工程の婦人・児童による遂行は先行する小営業段階の産物であつたが、ダズン織において補助労働者として機能した不熟練の職人や仕上工程における少年の使用はこの時期の産物であつた。炭鉱業においては分業は比較的単純な形態をとつたのであるが、坑内運搬は不熟練労働者に委ねられていた。そのほか、たとえば17世紀の板ガラス工業には不熟練労働者の大量使用がみられた。^(註13)

しかし、「マニユ」生産の基軸工程が依然として熟練労働に依存するものである限り、基軸工程への不熟練労働の導入は熟練労働者の強力な抵抗に直面した。毛織物工業においては、熟練労働者によつて本来行われていた織布・仕上工程への不熟練労働の導入は熟練労働者の強力な抵抗をうけた。そこでは、18世紀には徒弟制度は実質上解体していたといわれるけれども、徒弟制度の維持は18世紀労働運動の主要な要求の一つであつた。徒弟規定は、法的には1734年に廃止されたとはいえ、実際には団体交渉によつて決定されるに至つていたのであり、かなりの変質を蒙りながらも、産業革命期に至るまで地方的な慣習として残存しつづけた。^(註14)

炭鉱業においても、坑内運搬は不熟練労働者である後山によつて遂行されたけれども、それはもつぱら成年男子に限られた。例外として、16、17世紀にミッドランドおよびサマセットの小規模炭鉱で坑内運搬に少年の使用がみられたのであるが、一般的に言えば、坑内労働における婦人・児童の使用はほとんど阻止されたままであつた。たとえば、タイン沿岸の大規模炭鉱であつたウインレートンでも、1583年に労働者不足を理由に婦人を坑内労働に使用しようとの企てが試みられたのであるが、それは炭鉱労働者の強力な抵抗に直面して挫折

した。タイン・ウエア溪谷では婦人が市民革命以前に坑内労働に使用された痕跡は存在せず、「マニユ」期を一貫してイギリスでは坑内婦人・児童労働は一般化しなかつたといわれる。^(註15)

- 註1) E. Lipson, *ibid.*, p.120.
- 註2) Cf., E. Lipson, *ibid.*, pp. 114—17, 120—27.
- 註3) Cf., H. Heaton, *ibid.*, pp. 234—35.
- 註4) Cf., E. Lipson, *ibid.*, pp. 59—61.
- 註5) J. U. Nef, *British Coal Industry*, Vol. 2., p. 177.
- 註6) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., pp. 177—80.
- 註7) 吉村朔夫, 前掲論文 p. 23.
- 註8) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., pp. 191—97.
- 註9) 吉村朔夫, 前掲論文 p. 24.
- 註10) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., p. 192.
- 註11) Cf., H. Heaton, *ibid.*, pp. 224, 29.
- 註12) Cf., J. U. Nef, *ibid.*, Vol. 2., p. 184.
- 註13) Cf., J. U. Nef, *The Rise of Technology*, pp. 17—18.
- 註14) Cf., E. Lipson, *ibid.*, pp. 59—61, 116—17, 120—26.
- 註15) Cf., J. U. Nef, *British Coal Industry*, Vol. 2., pp. 148, 167—68.

三

このように、毛織物工業では、団体交渉による賃金・労働条件の決定方式は労働運動の展開を背景として18世紀のうちに一般化するに至つた。それは、漸次、全産業における賃金・労働条件の決定方式となつてゆくのであるが、その基礎には当該産業における熟練工の職種別組合の存在があつた。すなわち、いわゆる「18世紀労働組合」が、19世紀の職種別組合の先駆をなすものとして、^(註1)かなりの規模をもつて成立していたためである。この結果、工業賃金は18世紀にはかなりの上昇をみたのであり、それは特に熟練賃金について著しかつた。

さらに、18世紀労働組合の斗争は不熟練労働の導入阻止にも向けられたのであり、このため不熟練労働者、とくに婦人労働者の使用は「マニユ」期を通じ

て極めて制限されたままであつた。婦人労働は、農業および紡毛労働などにおいてはすでに普通事だつたのであるが、その「マニユ」作業場内部への導入——ピン製造業の如き例外はあるが——は一般に阻止された。さらに、市民革命による「徒弟条項」の廃止とともに「マニユ」作業場における児童労働大量使用の趨勢が生じるのであるが、熟練労働者の斗争は、従来の徒弟規定の若干の変質を許しながらも、それを地方的慣習として存続せしめつつ、児童労働の使用を極めて制限した状態においた。総じて、各産業の基軸工程——たとえば採炭・織布——は厳しく熟練労働者の手中に委ねられたままであつた。また、「マニユ」内部の付随的な部分工程——たとえば坑内運搬——も不熟練の成年男子労働者によつて遂行された。

かくして、熟練労働者に主たる基礎をおく18世紀労働運動は団体交渉にもとずく賃金・労働条件の決定方式を一般化せしめつつ、賃労働関係規制原理におけるレツセ・フエアの実現を下から展望せしめるに至る。それは、労働移動の自由の確保による統一的・横断的労働市場の成立を前提条件とするのであり、^(註3)「マニユ」賃金の飢餓賃金からの脱皮はこの限りにおいてのみ展望されるにすぎない。ところで、かかる下からのマニユファクチュアの賃労働関係におけるレツセ・フエアの展望、すなわち賃労働関係近代化の推進はマニユファクチュアの再生産を著しく脅やかすものであつた。したがつて、それは「マニユ」資本の本格的な対応形態の発展を不可避とする。

その第一は「18世紀労働組合」に対する弾圧政策の展開であつた。徒弟条例の各産業への具体化は市民革命当時にすでに困難となつていたのであるが、「マニユ」資本は、18世紀労働組合運動の展開に対応して18世紀のうちに各産業毎に団結禁止法を制定してゆくのであり、それは1799、1800年の団結禁止法に接続するものであつた。^(註4)たとえば、毛織物工業における「団結禁止」の具体化はすでに1626年法にみられるのであるが、それは市民革命後も効力をもちつづけた。^(註5)このことは18世紀ヨークシャーにおける治安判事の主要な努力が毛織物工の団結禁止とその処罰に向けられたということに示される。^(註6)

さらに、18世紀労働組合運動の展開は産業革命を促迫するものであつた。その結果生じたマニユファクチュアの機械制工業への転化は、熟練労働そのもの

を不熟練労働によつて代替するための物質的基盤であり、熟練労働者の存立基盤を崩壊せしめるものであつたことについてはよく知られている。それはまた18世紀労働組合の本質をなす職種別組合の存立基盤を解体せしめるものでもあつた。かくて、産業革命は労働者の完全な無権利状態を展望するものにほかならない。

しかしながら、以上に明らかにしたように、マニユファクチュアの賃労働関係は自らのうちに展開構造をもつのであり、それは下からレツセ・フェア原理への接近を示すものであつた。かかる下からの展開は、産業革命による労働者の無権利状態によつていつたん中断されながらも、産業資本主義における賃労働関係規制原理として拡大再生産される。まさに「18世紀労働組合」は19世紀における職種組合の先駆であつた。

註1) Cf., G. Unwin, *ibid.*, pp. 196—227.

註2) Cf., G. Unwin, *ibid.*, pp. 164—71.

註3) それは北部炭鉱業におけるさきの示例に典型的に示される。そこでは、鉱夫組織の存在にもかかわらず、「マニユ」賃金は依然として飢餓賃金の域を出ず、むしろ不熟練労働者の犠牲において改悪＝再編成された。

註4) 片岡昇, 「英国労働法理論史」 pp. 65—73. 参照。

註5) Cf., E. Lipson, *ibid.*, pp. 120—22.

註6) Cf., H. Heaton, *ibid.*, p. 233.